

## 定義

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 迷惑行為 第 8 条から第 11 条まで、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に違反する行為をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業活動を行う全ての者をいう。
- (4) 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等（空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料を収納していた容器をいう。以下同じ。）を回収するための容器をいう。
- (7) 公共の場所 公園、道路、河川、水路その他これらに類する場所をいう。
- (8) 飼養者 犬又は猫を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (9) 飼い犬 飼養者のいる犬をいう。
- (10) 飼い猫 飼養者のいる猫をいう。

### （解説）

1. 本条は、この条例で使用する用語の定義を明らかにしたものである。
2. 第 2 号の「居住」とは、住民票の有無ではなく、現実的に市内に住むことをいう。
3. 第 6 号の「その他の飲食料を収納していた容器」とは、容器包装リサイクル法による「商品の容器・包装」であつて、容器の栓、ふた、キャップ、包装紙、皿などをいう。
4. 第 7 号の「公共の場所」とは、不特定多数のものが自由に利用し、又は出入りすることができる場所をいい、本号ではその代表的なものについて例示したものである。「その他これらに類する場所」には、このような場所や学校、病院、公民館、図書館等のいわゆる公共施設などすべてが含まれる。
5. 第 8 号の「飼養者」には、犬又は猫を飼っている場合の他、他人の犬又は猫を預かっている者も含まれる。
6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）抜粋

### （定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。